

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	建築物等耐震化支援事業 耐震診断・補強設計補助（木造建築物）に係る成果物判定業務委託について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：都市計画部 地域整備課）

事業の概要

事業名	建築物等耐震化支援事業 耐震診断・補強設計補助（木造建築物）に係る成果物判定業務委託
担当課	都市計画部地域整備課
目的	建築物等耐震化支援事業補助金のうち、耐震診断・補強設計の補助金交付にあたり、成果物の妥当性を確保するため、構造の専門家に判定作業を業務委託する。
対象者	建築物等耐震化支援事業補助金のうち、耐震診断・補強設計の補助金申請者
事業内容	<p>木造建築物の耐震診断・補強設計の補助金手続きは、以下の流れで行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請者から区へ補助金交付申請を行い、区は交付決定を行う。 ② 申請者と耐震診断登録員とで契約し、診断・設計業務を行い、補助金手続きに必要な成果物（図面、構造計算書等）を作成する。 ③ 申請者は成果物を区に提出し、区は内容を審査する。 ④ 完了実績報告書を区に提出し、区は補助金額を確定し、補助金を支払う。 <p>上記③の成果物の審査にあたり、構造計算等の判定作業は高度な専門知識が必要なため、外部専門家に判定作業を委託する。委託業務では、申請者から提出された構造計算書及び図面、写真等の資料一式を委託者に提供し、判定結果とともに資料一式の返却を受ける。</p> <p>○対象者数（耐震診断・補強設計補助件数）</p> <p>H21年度 85件</p> <p>H22年度（12月現在申請ベース） 68件</p>

件名 耐震診断・補強設計補助(木造建築物)に係る成果物判定業務の委託について

保有課(担当課)	地域整備課
登録業務の名称	建築物等耐震化支援事業 耐震診断・補強設計補助(木造建築物)に係る成果物判定業務委託
委託先	建築設計新宿協同組合
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	提供する項目: 申込者の氏名、住所、建物の図面・構造計算書・写真等 収集させる項目: なし
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	木造建築物の耐震診断・補強設計補助における成果物は、既存建物と補強計画の構造計算等を含むものであり、高度な専門知識がなければ妥当性を確認できないものであるため。
委託の内容	申請者から提出された「耐震調査・計画報告書」の構造計算等の内容について、財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法(木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版))」に基づき判定する。判定にあたっては、受託者内部に判定委員会を設置し、1件の判定の為に確認・審査を2人以上の建築士により行わなければならないこととする。
委託の開始時期及び期限	平成23年 4月 1日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、委託に当たり提供した情報を返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は施錠できる金庫等に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。